

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
II 記載要領及び留意事項 関税法関係 携帯品・別送品申告書 (C-5360)	II 記載要領及び留意事項 関税法関係 携帯品・別送品申告書 (C-5360)
<申告書A面> 1 (省略) 2 「 <u>搭乗機（船）名</u> 」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名を、「出発地」欄には、出発地の都市名をそれぞれ記入する。 3 (省略) 4 「100万円相当額を超える <u>現金、有価証券又は1kg以上の金地金などを持っていますか？</u> 」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。 5 (省略)	<申告書A面> 1 (同左) 2 「 <u>搭乗機（船舶）名</u> 」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名を、「出発地」欄には、出発地の都市名をそれぞれ記入する。 3 (同左) 4 「100万円相当額を超える <u>現金又は有価証券などを持っていますか？</u> 」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。 5 (同左)
<申告書B面> 1 (省略) 2 (省略)	<申告書B面> 1 (同左) 2 (同左)